

静岡県公立大学法人中期計画

(平成19年8月20日認可)
(平成20年10月16日変更認可)
(平成21年9月30日変更認可)
(平成22年3月9日変更認可)
(平成22年6月14日変更認可)
(平成22年11月15日変更認可)
(平成23年8月26日変更認可)

前文	1
第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織	2
1 中期計画の期間	2
2 教育研究上の基本組織	2
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとる措置	2
1 教育に関する目標を達成するための措置	2
教育の成果	2
教育の内容等	5
教育の実施体制等	10
学生への支援	12
2 研究に関する目標を達成するための措置	13
目指すべき研究の方向と水準	13
研究実施体制等の整備	14
3 地域貢献に関する目標を達成するための措置	15
地域社会との連携	15
産学官の連携	16
県との連携	17
地域の大学との連携	17
県内の高等学校との連携	17
4 国際交流に関する目標を達成するための措置	18
海外の大学等との交流	18
日本人学生の海外派遣及び留学生の受入れ	18
地域に密着した国際交流の推進	18
第3 法人の経営に関する目標を達成するためにとる措置	18
1 業務運営の改善及び効率化	18
運営体制の改善	18
教育研究組織の見直し	19
人事の適正化	20
事務の生産性の向上	20
2 財務内容の改善	21
自己収入の確保	21
予算の効率的な執行	21
資産の運用管理の改善	21
第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとる措置	22
1 評価の充実	22

2	情報公開・広報等の充実	22
	情報公開の推進	22
	広報の充実	22
	個人情報の保護	23
第5	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとる措置	23
1	施設・設備の整備・活用等	23
2	安全管理	23
	安全管理体制の確保	23
	防災体制の確立	23
3	人権の尊重	24
第6	その他の記載事項	25
1	予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画	25
2	短期借入金の限度額	25
	限度額	
	想定される理由	
3	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	25
4	剰余金の使途	25
5	県の規則で定める業務運営計画	25
	施設及び設備に関する計画	25
	人事に関する計画	25
	中期目標の期間を超える債務負担	26
	積立金の使途	26
別表（収容定員）		
1	静岡県立大学	27
2	静岡県立大学短期大学部	29
（別紙）		
	予算 平成19年度～平成24年度予算	30
	【人件費の見積り】	31
	【運営費交付金の算定ルール】	31
	収支計画 平成19年度～平成24年度収支計画	32
	資金計画 平成19年度～平成24年度資金計画	33

静岡県公立大学法人中期計画

前文

静岡県公立大学法人は、静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部(以下「県立大学」という。)が、静岡県民に支援され、地域に立脚した大学として、「県民の誇りとなる価値のある大学」を目指し、知の創造とその活用により社会に貢献できる有為な人材を育成するとともに、卓越した教育と高い学術性を備えた研究による成果を地域に還元し、さらに世界に情報発信するなどの活発な教育研究活動を展開することにより、一層充実、発展するよう、県立大学を運営する。

1 たゆみなく発展する大学 (Ever-expanding Center of Knowledge)

未来を志向して、個性豊かな学部・大学院・短期大学を組織することで、新しい知識を創造するとともに、確固たる自我を持ち社会に柔軟に適応できる人材を輩出し、活力があり自律的に発展する大学を目指す。

2 卓越した教育と高い学術性を備えた研究の推進 (Cutting-edge Research and Education)

静岡県の最高学府としての自覚を持ち、高度かつ秀逸できめ細やかな教育を提供すると同時に、独創性豊かで高い学術性を備え、国際的な評価に耐え得る研究を推進する。

3 学生生活の質を重視した勉学環境の整備 (Student-centered Learning Environment)

学生を第一に考えて、少人数を対象とした多様なカリキュラムを提供し、福利厚生を充実させる等、優れた勉学環境を整備することにより、学生生活の質(QOL)の向上を図る。

4 大学の存在価値を向上させる経営体制の確立(Reputation Enhancement through Effective Management)

価値観の多様性を重視し、大学の有する学術的・人的資源を最大限に活用した経営を行うことにより、大学の有する総合的価値を向上させる経営体制を確立する。

5 地域社会と協働する広く県民に開かれた大学 (Open Forum for Community Collaboration)

県民の負託に応え、県政や産業界との連携を図りながら県下全域を大学のキャンパスと認識し、大学で創造した知を活用して、地域社会に貢献し発展する大学を目指す。

第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期計画の期間

平成19年4月1日から平成25年3月31日までとする。

2 教育研究上の基本組織

この中期計画を達成するため、法人に、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

大学	学部等
静岡県立大学	薬学部 食品栄養科学部 国際関係学部 経営情報学部 看護学部
	大学院
	環境科学研究所
静岡県立大学短期大学部	

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとる措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

教育の成果

ア 育成する人材

(ア) 静岡県立大学

a 学士課程

<全学的に取り組む教養教育>

全学部生を対象として全学的に取り組む教養教育を実施し、その成果を基に、各学部において専門基礎教育・専門教育を行うことにより、確固たる自我を持ち、社会に柔軟に適應できる力を身につけるとともに、創知協働の意識を持つ人材を育成する。

< 専門基礎教育・専門教育 >

[薬学部]

医療の進歩に対応できる専門的な知識・技術を有し、高い資質を身につけた薬剤師を養成し、及び医薬品に関連する基礎知識・技術を習得し、創薬・育薬を総合的に理解できる人材を育成する。

新卒者の薬剤師国家試験の合格率は 90% 以上を目指す。

[食品栄養科学部]

食品と栄養に関する基礎知識及び関連する基本的技術を習得し、「食と健康」に関する総合的な知識と最先端の技術を身につけた人材を育成する。

新卒者の管理栄養士国家試験の合格率は 100% を目指す。

[国際関係学部]

グローバル化に対応するために、多様な言語・政治・経済・文化等を理解・尊重し、国際社会において活躍できる人材を育成する。

学部生の 60% 以上が卒業までに TOEIC600 点以上、20% 以上が 730 点以上をとることを目指す。

[経営情報学部]

情報処理能力とマネジメント力を兼ね備えた、企業や地域社会に貢献することができる人材を育成する。

次世代を担う公務員を目指す学生のために、公務員試験の合格率を向上させる。会計リテラシーの育成のため、簿記検定の受験率とその合格率を向上させる。IT パスポート試験希望者の合格率は平均合格率以上を目指す。

[看護学部]

少子高齢社会の健康の護り手として人々の健康生活を支援するため、確かな看護判断能力と実践能力を身に付け、他専門職と協働して問題解決に取り組むことのできる人材を育成する。

新卒者の看護師国家試験及び助産師国家試験の合格率は 100% を目指す。

保健師国家試験の合格率は全国平均以上を目指す。

b 大学院課程

[薬食生命科学総合学府]

薬学専攻においては、薬学部 6 年制移行に伴って設置する 4 年制の大学院教育を通して、臨床薬学を実践する指導的薬剤師及び医療薬学を踏まえた薬学者を育成する。

薬科学専攻においては、生命薬学を中心とした高度な専門知識と技術を身につけ、創薬、衛生など幅広い分野で活躍できる薬科学者を育成する。

薬食生命科学専攻においては、薬学と食品栄養科学の両分野における高度な専門知識と技術を身につけ、「食」と「薬」の学際的研究分野を開拓する人材を育成する。

食品栄養科学専攻においては、急速に進む高齢化社会を視野に入れ、食を通して健康保持並びに疾病予防に貢献するための高度な専門知識や食品技術を身につけた人材を育成する。

環境科学専攻においては、環境に関する専門的な知識と技術に加えて、幅広い視野を培い、環境問題の科学的な解明を通して持続可能な社会の構築に資する人材を育成する。

[国際関係学研究科]

グローバル化する世界での諸課題に挑み、問題を把握、分析し、国際社会に貢献できる人材を育成する。

[経営情報イノベーション研究科]

営利組織や非営利組織の情報処理や経営管理及び広範囲にわたるイノベーションに関する研究と実践が可能な高度専門職業人を育成する。

[看護学研究科]

優れた倫理的判断力や保健医療の国際化・情報化に対応できる能力を持ち、看護実践の質の向上及び教育・研究を積極的に推進できる人材を育成する。

助産師国家試験の合格率は 100%を目指す。

(イ) 静岡県立大学短期大学部

教養教育において、豊かな人間性と総合的判断力を培うとともに、各学科において専門教育を行い、保健・医療・福祉の水準向上に貢献し社会の要請に応え得る人材を育成する。

看護師、歯科衛生士及び社会福祉士並びに保育士、介護福祉士の資

格を有し、時代の要請に対応できる実践的能力を有する人材を育成する。

新卒者の看護師国家試験及び歯科衛生士国家試験の合格率は 100%を目指す。

イ 卒業後の進路

キャリア形成支援のための講座をカリキュラムに位置づけるとともに、インターンシップ制度などのキャリア形成を支援する事業を充実させ、学生の大学生活への意欲的な取組を活性化させることを通じて、学生のキャリア意識の涵養に努める。

中期目標を踏まえて、キャリア支援センターを中心として、教職員が連携し、キャリア形成支援と就職支援が一体化した体制を整備する。

ウ 教育の成果の検証等

(ア) 教育の成果の検証

学生による授業評価を活用し、教育の成果・効果を検証するとともに、各学部・学科において、国家試験、検定試験等の結果を調査し、教育の効果を検証する。

卒業生による評価や就職先等での評価を求め、その結果を教育の改善に活用する。

(イ) 卒後教育の充実

a 静岡県立大学

卒業生の卒業後の進路状況を調査し、各分野で卒業生が活躍できるよう卒業生と大学、卒業生同士が定期的に情報交換を行えるような体制を整備する。

卒業生を対象として、定期的に研修会を開催するなど、フォローアップ教育の充実を図る。

b 静岡県立大学短期大学部

卒業生を対象として、定期的に研修会を開催するなど、フォローアップ教育の充実を図る。

教育の内容等

ア 入学者受入れ

一般・社会人・外国人・推薦・編入等の多様な選抜方式に関する理念と受け入れ方針等を開示し、受験生をはじめ保護者、進路指導者等への積極的な広報を推進する。

オープンキャンパスを充実させるなど、受験生の要望に応えられるよう、キャンパスライフに関する情報提供を積極的に行う。

入学した学生の追跡調査を行い、入学者選抜方法の工夫や改善を図る。

県内公立高等学校の学校長等との懇談会を開催し、入学者選抜の在り方に関する情報交換を密にする。また、県外高校への訪問により、県外高校との情報交換を図る。

入試問題に係る過誤の防止とアドミッション・ポリシーに即した問題の質の向上を目的とし、学外委員を含めた組織による入試問題の分析、評価を行う。

イ 教育課程

(ア) 静岡県立大学

a 学士課程

全学共通科目、学部基礎科目及び専門教育科目に分けられている現行の授業科目及び実施体制を見直す。(平成21年度実施予定)

全学的に取り組む教養教育においては、英語教育と情報リテラシー教育等を基本としたベーシック・エデュケーションを推進するための体制を整える。

専門教育においては、学部ごとに、教育の目的・目標を的確に達成できる体系的なカリキュラムの編成に努めるとともに、学部教育の内容等に関する目標を達成するための措置として、各学部では次の具体策を講じる。

< 専門教育 >

[薬学部]

事前実務実習室を設置するとともに実務実習医療施設に教員を配置し、専門医療施設との連携を強化しつつ、積極的に教員指導型の実務実習体制を構築する。

[食品栄養科学部]

国際的に評価される教育プログラムを目指して、日本技術者認定機構 (JABEE) への認定申請を行う。

食品衛生監視員及び食品衛生管理者養成施設に必要な科目は継続するとともに、栄養教諭の免許取得を視野に入れたカリキュラム編成を検討する。

[国際関係学部]

卒業後の進路を見据えた履修モデルを作り、学生の多様なニーズに応え得るカリキュラム編成を行う。

[経営情報学部]

地域社会が抱える諸問題を発見し解決する能力を育成するために、フィールドワークやケーススタディを重視したカリキュラムを編成する。

[看護学部]

看護判断能力と実践力の強化を図るとともに、チーム医療の中で看護の専門性を発揮できる看護者を育成することを目指したカリキュラムの改編を行う。(平成 21 年度実施予定)

b 大学院課程

単位互換及び連携大学院、インターンシップ制度などによる実践的な教育を展開する。

[薬食生命科学総合学府]

薬学専攻においては、実践的な薬剤師教育を担当する能力を兼ね備えた指導的立場の人材の育成並びに医療薬学・臨床薬学関連分野で活躍できる研究者を育成する教育体制を確立する。

薬科学専攻においては、薬学分野において、先端的技術と高度な研究教育能力を有する指導的立場の人材の育成を目指した教育体制を確立する。

薬食生命科学専攻においては、薬学・栄養学・食品科学の知識を統合した講義、実験、演習カリキュラムを編成し、薬学的及び食品栄養科学的観点から薬食の学際融合領域の先端的科学研究を実践できる人材育成プログラムを実施する。

食品栄養科学専攻においては、臨床栄養実践指導者による管理栄養士インターンシップ制度を開発・実践するとともに、高度専門知識及び研究能力

を有する実践研究者を養成する研修プログラムを実施する。

環境科学専攻においては、環境問題に関わる専門的な技術の習得を目指した人材育成プログラムとともに、連携大学院制度やインターンシップ制度の活用等による静岡県及び国内外機関との教育研究の連携が図られたカリキュラムを実施する。

[国際関係学研究科]

英語及び国語教員専修免許取得を目指す学生のため、カリキュラムの質的充実を図る。

本研究科が受け入れる留学生増大に対応するため、カリキュラムの充実を図る。

研究科に附設するセンターを中心に研究の活性化を図り、教育の充実を目指す。

[経営情報イノベーション研究科]

学習教材の蓄積配信や遠隔教育を含むeラーニングシステムの活用を検討し、履修の利便性を向上させるとともに、学習効果の向上を目指す。

静岡県をはじめ県内地方自治体と連携し、公務員・非営利団体職員等の専門性を高めるためのリカレント教育を推進する。また、一般社会人向けの学習講座の充実を図る。

高度専門職業人及び研究者の養成において、その実践的な知見の拡充を図るのみならず、理論的な構築能力の拡充及び知見の普遍化を可能とするような教育体制の確立を目指す。

[看護学研究科]

医療の高度化並びに看護職の高学歴化に伴う現場サイドの多様な学習ニーズ・シーズを踏まえたカリキュラム編成を行い、看護学の新たな実践領域に対応した教育内容を提供する。

実務看護者の就学上の利便性を図るために、夜間、土曜日の開講や長期履修制度の導入などを検討する。

県立静岡がんセンターとの連携大学院の充実、また県下の自治体病院との連携を強化する。

専門看護師（CNS）コースの設置を検討する。

(イ) 静岡県立大学短期大学部

保健・医療・福祉の現場で活躍できる人材を育成するため、知性や感性を磨き、コミュニケーション能力向上に資する教養教育の充実を図るとともに、病院や福祉施設、相談援助機関等での実習教育を重視したカリキュラムの編成を行う。

ウ 教育方法

(ア) 静岡県立大学

a 学士課程

学生が主体的に参加し、問題解決能力を育むことができるように少人数型授業を充実する。

授業内容、授業の進め方、授業目標、成績評価の方法など学生が履修計画を立てるために必要な情報を提供できるようにシラバスを見直す。

全学的に学習アドバイザー制度を活用し、学習相談、学習指導体制を充実させる。

学生の実践的な知識の習得を促進するため、ボランティア活動やインターンシップ等を重視した授業を推進する。

b 大学院課程

幅広い知識の醸成を促すとともに、フィールドワーク、インターンシップ等による実践的な研究プログラムを実施する。

専門性を高める教育を実施するため、複数教員による研究指導体制を導入する。

研究成果の発表や学会、研究会への参加を支援する。

学外の機関との共同研究、実地調査研究等に積極的に参加させるための支援体制を整える。

(イ) 静岡県立大学短期大学部

学生が関心を持ち理解できる授業を実施するため、講義・演習・実習等の多様な授業形態を設定し、専門教育においては、特に高度な技術を身につけるための実習教育を重視する。

学生が主体的に参加し、問題解決能力を育むことができるように少人数

型授業・双方向型授業の一層の推進を図る。

授業内容、授業の進め方、授業目標、成績評価の方法など学生が履修計画を立てるために必要な情報を提供できるように定期的にシラバスの内容を見直す。

学習アドバイザー制度を導入し、学習相談、学習指導体制を充実させる。

エ 成績評価

(ア) 静岡県立大学

a 学士課程

筆記試験やレポート等で適切な成績評価を行い、科目に応じて、授業の到達目標、成績評価方法をシラバスに明示し、ホームページ等で公表する。

公正な評価方法の改善に努めるための研修会を実施する。

検討委員会を設けるなど成績評価等の基準を定期的に見直す体制を整える。

成績優秀者を表彰する制度を充実し、学生の勉学意欲を促進させる。

b 大学院課程

筆記試験やレポート等で適切な成績評価を行い、科目に応じて、授業の到達目標、成績評価方法をシラバスに明示し、ホームページ等で公表する。

博士・修士の両学位論文審査基準を明確にし公表する。

成績優秀者、学術研究活動等において高い評価を受けた者を表彰する制度の導入を検討する。(平成21年度導入予定)

(イ) 静岡県立大学短期大学部

筆記試験やレポート等で適切な成績評価を行い、科目に応じて、授業の到達目標、成績評価方法をシラバスに明示し、ホームページ等で公表する。

成績評価等の基準を定期的に見直す体制を整える。

成績優秀者を表彰する制度を充実し、学生の勉学意欲を促進させる。

教育の実施体制等

ア 教職員の配置

現行の授業科目及びそれに伴う教員の配置の見直しを実施するため、全学及び各部局において検討体制を確立する。

学部間及び短期大学部との教育協力を拡充し、学内教員の相互交流を推進する。

県や国及び先進的な研究機関・民間企業等から講師を招聘し、県や国等の施策や実務経験を具体的に紹介する講義の充実を図る。

イ 教育環境の整備

講義室の空調設備、視聴覚機器等の設備や学内教育情報システムの整備を計画的に進め、教育環境の充実を図る。

谷田キャンパスの図書館に中央館機能を持たせ、小鹿キャンパスの図書館との情報ネットワークによる連携で、電子媒体の共有化を進めるなど、図書館機能の充実を図る。

全学的に情報システムの充実を図るため、全学共用実習室及び各学部実習室に利用目的、利用者の規模等の利用環境を考慮したパソコンの配備を計画的に進める。

情報ネットワークについては、今後、データの通信量が増加することが予想されるため、最新の技術を調査しながら、最適なレベルの技術を導入する。

ウ 教育活動の評価及び改善

(ア) 教育活動の評価

教員の適切な自己点検・自己評価項目の見直しと相互評価制度の導入を検討する。

外部の有識者による評価、学生による授業評価等による教育活動の客観的な評価体制を充実し、その結果が教育の質の改善に活かせるシステムを構築する。

卒業生・修了生とのコミュニケーションを密に行い、学部・大学院・短期大学教育に対する社会的需要を把握し、常に教育活動の改善に努める。

(イ) 教育力の向上

効果的な授業形態、学習指導方法等の開発に取り組むためのプロジェクト等を支援し、各教員の能力向上を図る。

全学及び学部等ごとにファカルティ・ディベロップメント研究組織を設

置し、研究発表、交流、意見交換を実施する。

教員相互の公開授業を実施し、授業改善に努める。

学生への支援

ア 学習支援

学習用図書収集に努め、利用・閲覧環境を整備するとともに、電子媒体利用及び学術文献利用講習会を開催するなど図書館の文献検索支援サービス機能の強化を図る。

自習室の充実を図るなど学内施設・設備を学生が自主的に使用できるよう運用方法の改善を進める。

障害のある学生に対しては、相談窓口を明確にするとともに学習環境を充実する。

留学生アドバイザー制度や履修登録説明会の充実、留学生同士の交流支援など、留学生に対する支援体制を強化する。

高等学校での選択科目の未履修に対応して、基礎学力を補うシステムを構築する。

イ 生活支援

健康支援センターの学生相談を充実させるなど学生の健康面・精神面での支援を行う。

各種の財団及び企業等への支援依頼を行うなど奨学金の確保に努める。

全学的なチューター制度を構築し、各チューターによる学生の健康状態や生活状態の把握と個別指導を充実させる。

ウ 就職支援

就職に関する情報収集・情報提供、就職ガイダンスなどのサービスをキャリア支援センターを通して一元的に提供するとともに、キャリアアドバイザーによる相談及び資格取得支援の充実を図る。

学生の進路希望・進路状況を的確に把握し、そこから得られるデータを活用して支援方策の立案・個別指導を行う。

卒業生との面談会を実施するなど、卒業生との連携を強化し、企業情報の入手に努める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向と水準

ア 社会の発展に貢献する研究の推進

(ア) 静岡県立大学

独創性豊かで先進的な研究領域の探索を推進するとともに、県下全域をフィールドとした研究を積極的に推進し、地域社会に関連した諸問題の解決に寄与する。

《重点目標として取り組む領域》

[全学的に取り組む領域]

複数の学問分野を越えた一貫性を持った学問領域としての「健康長寿科学」の創成研究。具体的には、グローバルCOEプログラムの採択を踏まえた健康長寿実践科学領域の創成・展開

[薬学部、薬学研究院]

疾病の原因、治療、予防及びそれらの分析、評価に関わる生命科学
創薬・育薬に関わる生命科学
薬学と食品栄養科学の学際融合領域の研究

[食品栄養科学部、食品栄養環境科学研究院（食品栄養科学）]

食品の安全及び機能に関する科学と食品生命工学に関する研究
食と健康に関する分子レベルから人間までの栄養生命科学に関する研究
食品栄養科学と薬学の学際融合領域の研究

[国際関係学部、国際関係学研究科]

朝鮮半島を含めた東アジア、及び太平洋地域の国際関係の研究
多文化共生社会を視野に入れた言語・文化を中心とした研究

[経営情報学部、経営情報イノベーション研究科]

「ものづくり県」静岡の産業政策に関する研究
実習を含むリカレント教育のための遠隔教育支援技術に関する研究
「健康長寿社会」を目指す公共政策に関する研究
広範囲にわたるイノベーションの社会的展開と意義に関する研究

[看護学部、看護学研究科]

地域で生活する人々の健康・療養支援における看護の役割に関する研究
[環境科学研究所、食品栄養環境科学研究所(環境科学)]

県域をフィールドとした地域環境に関わる諸問題を対象に、安全で快適な環境の創成に資する研究

公的機関や民間団体等との連携に基づき、持続可能な社会の実現を目指した研究

(1) 静岡県立大学短期大学部

基礎的研究と地域社会のニーズに応え得る研究領域を専門分野ごとに推進する。

《重点目標として取り組む領域》

各学科等が持つ研究資源と地域に暮らすいわゆる社会的弱者が持つニーズの整合を図り、人々の生活の活性化に寄与するための研究

地域特性を考慮し、震災看護・震災時歯科保健・震災時の福祉介護についての研究

イ 広範な研究の推進

国内外の研究機関と連携し、基礎から応用、さらに実用化を視野に入れた広範な研究領域を専門分野ごとに推進する。

グローバルCOEプログラムに採択される世界最高水準の研究を推進し、中期目標の実現に向け、科学研究費補助金については、過去の実績を踏まえ部局ごとに目標を設定し、採択件数の増加を目指す。

研究実施体制等の整備

ア 研究者の配置

重点研究課題の解決、学問領域を超えた研究実施のため、柔軟な研究者の配置が可能となる取組を進める。

学外研究者との共同研究を推進するため、客員教授等の制度を活用する。

ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント、ポスドク制度などを活用し、若手研究者の研究の活性化を推進する。

イ 研究環境の整備

電子ジャーナルやデータベースの一元管理及び学術文献収集の効率化等、

全学情報システムの充実と図書館機能の強化を推進する。

共同利用研究機器の整備計画を策定し、老朽化した機器の更新を進める。

外部資金の間接経費を効率的に執行し、共同利用機器の整備・運営に充当するシステムを構築する。

ウ 知的財産の創出・活用等

知的財産の戦略的な実施体制を構築し、静岡県の施策と連動した研究成果の活用とその産学官による地域還元を推進する。

知的財産に精通した専門家の協力を得て、特許出願等に関する学内体制を構築し、地域産業界に円滑に技術移転できる体制を強化する。

エ 研究活動の評価及び改善

研究活動の評価項目を見直し、自己評価を行うとともに、学外の学識経験者による外部評価制度を導入する。

外部資金の獲得状況や地域貢献の程度を考慮し、研究者にインセンティブ（動機付け）を与えるような評価制度を導入する。

学内の研究費の配分については、配分方法を見直し、重点研究分野、若手研究者育成、学部横断プロジェクト等を考慮し、外部評価制度を活用した重点的な配分とする。

研究プロジェクト等の成果は、発表会、シンポジウムなどにより、学外にも開かれた形で発表し、評価を受ける。

部局ごとの年報又は紀要を発行し、ホームページに掲載するなど研究成果の積極的な広報に努める。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

地域社会との連携

ア 推進体制の整備

地域社会との連携を推進するため、全学的な基盤組織の充実・整備を図る。

イ 教育を通じた地域貢献

薬剤師・管理栄養士・看護師・歯科衛生士・社会福祉士等の地域組織等と連携して、卒後教育セミナーや研修会、講習会等を開催し、地域社会に貢献できる人材に学習の場を提供する。

講義科目の積極的な公開とサテライト講座の夜間開講等を推進して、社会人の生涯学習・リカレント教育を支援する。

ウ 知的資源の県民への還元

静岡県内の公共団体や NPO 法人等と連携し、地域社会への貢献活動に協力する。

公開講座及び生涯学習プログラム等を県内各地で定期的で開催する。特に公開講座については、年間延べ 16 回以上開催し、延べ人数で 700 人以上の参加を目指す。

エ 大学の防災拠点としての役割

専門領域に応じた災害時の役割分担及び支援内容、救護活動等の防災マニュアルを整備するとともに、防災講座等を開講する。(平成 21 年度整備予定)

防災の啓発資料として提供するため、防災関連図書の充実を図る。

災害時には施設を積極的に開放し、地域住民の避難場所及び救護所としての機能を果たし、地域住民に対する物的・精神的支援を展開する。このため、日ごろから救援物資の備蓄・点検を行う。

大学各部局の知的・人的資源を活用し、応急処置及び健康、衛生環境等の支援業務にあたる。

オ 初等・中等教育の支援

地域の児童・生徒を対象に公開授業及び出前講義、オープンキャンパス、ワークショップ等を実施し、幅広い分野への知的関心と意欲を引き出すように努める。

初等・中等教育に携わっている教員を対象に、専門領域ごとの体験実習及び研修会、セミナーを行うことで教員の質の向上に寄与する。

カ 施設の開放

健康支援センターで健康相談、健康講座等を実施し、地域住民の健康づくりに寄与する。

図書館をはじめ学内の施設・設備を積極的に県民に開放する。

産学官の連携

大学で得た研究成果や知的財産を地域産業界に積極的に技術移転し、地域産業の活性化を図る。

国内外の研究機関及び企業・自治体等との交流の場を設けることで、研究に対する社会的なニーズとシーズの融合を推進する。

研究内容、研究者情報を外部に対して積極的に広報するなどにより、共同研究・受託研究の受入れを推進する。

中期目標の実現に向け、過去の実績を踏まえ、年度ごとに共同研究・受託研究の実施目標を設定し、実施件数の増加を図る。

県との連携

静岡県の各部局や試験研究機関等における審議会・委員会等に協力し提言を行う。

静岡県の推進する各種プロジェクトに関連した研究に協力し、県の施策推進に寄与する。

地域の大学との連携

県内他大学との連携講義や単位互換制度を充実させるなど、県内他大学との連携を推進する。

大学ネットワーク静岡などに積極的に参加し、県内他大学との教育・研究等に関して協力・連携を図る。

県内の高等学校との連携

県内公立高等学校の学校長等との懇談会を開催し、高大連携の推進に関する情報交換を密にする。

高等学校を訪問し、進路担当教員及び高校生に対して、県立大学の入学者選抜に関する情報を提供すると同時に、県立大学への要望・ニーズに関する聞き取り調査を行う。

高校生を対象とした公開授業や高校生の県立大学の授業への参加、県立大学教員による出前講義等を実施し、高等学校との連携を推進する。

4 国際交流に関する目標を達成するための措置

海外の大学等との交流

協定校を中心に、教員の海外留学及び海外研修を支援していくとともに、研究・教育上の必要に応じて留学・研修先を拡充する。

海外からの客員教授及び研究者の招聘を進めると同時に、交換教授制度の充実を図る。

外国人の留学生あるいは研究者が、常時在籍できる環境を整備する。

国際協力機構等が行っている途上国への技術協力や連携事業、研修員受入れ等を支援する。

日本人学生の海外派遣及び留学生の受入れ

単位互換や単位認定を前提にした、短期のみならず長期の日本人学生の海外派遣及び外国人留学生の受入れを推進する。

教育効果を高めるため、カリキュラムに即した留学先の拡充に努めるとともに、学生の海外留学に関する教育指導や情報提供などの支援体制を充実させる。

留学生のための日本語教育体制の整備及び留学生に開かれた専門科目の充実化を図る。

留学生及び県立大学学生に対する大学院教育の向上のため、海外諸研究機関との共同研究指導体制を確立する。

地域に密着した国際交流の推進

県内地場産業に関わる国際的な学術交流を推進するとともに、共同研究を通して各国の人材育成に寄与する。

地域の学術文化研究機関等と連携を図り、専門領域ごとに国際学会・講演会等の誘致を積極的に推進する。

第3 法人の経営に関する目標を達成するためにとる措置

1 業務運営の改善及び効率化

運営体制の改善

ア 全学的な運営体制の構築

経営と教学の役割分担を明確にするとともに、理事長、副理事長及び理事で構成する役員会を開催し、連携を図る。

経営審議会及び教育研究審議会を定期及び随時に開催し、経営及び教育研究に関する重要事項について審議する。

イ 効果的・戦略的な組織運営

部局長の権限と役割を明確化し、部局長のリーダーシップを発揮した部局運営を行う。

学長及び部局長等で構成する大学運営会議を開催し、部局間の連携強化を図る。

ウ 教員・事務職員の連携強化

各委員会組織や所掌事務の見直しを行うなど、教員と事務職員の役割分担を明確にするとともに、教職員が一体となって事業の企画、立案、執行に参加できるシステムを構築する。

エ 学外意見の反映

理事、経営審議会及び教育研究審議会等に学外の有識者、専門家等を登用し、大学運営に外部の意見を反映させる。

県民の意見・要望を聞くための窓口を設置し、大学運営に反映させるシステムを整備する。

オ 内部監査機能の充実

法定による監査に加え、内部監査を積極的に実施するため、監査室を設置し、監事及び会計監査人と連携して業務の適正化及び効率化を図る。

監査業務に従事する職員の専門性向上を図るため、学外の専門家の協力を得るなどにより、必要な研修を実施する。

教育研究組織の見直し

教育研究の進展や時代の変化、学生や地域など社会の要請等に適切に対応するため、教育研究組織のあり方について不断の検討を行い、学部、研究科等の教育研究組織の統合・再編・見直しを行う。

教育研究組織の見直しについては、経営審議会、教育研究審議会等における審議など、学外者の意見を取り入れて検討を進める。

人事の適正化

ア 戦略的・効果的な人的資源の活用

(ア) 教職員にインセンティブ（動機付け）が働く仕組みの確立

教員及び事務職員の評価制度を構築し、評価結果を処遇等に適切に反映できるよう活用体制を整備する。特に、教員の業績評価については、教育、研究、地域貢献等の実績に基づく客観的な教員評価制度を確立し、公正な評価を行う。（平成 19 年度以降システムの検討、試行を経て、平成 23 年度評価制度確立予定）

(イ) 全学的視点での任用

教職員の採用に当たっては、広く国内外から多様な人材を任用する。

公正性、透明性、客観性が確保されるよう全学機関として人事委員会を設置する。

イ 弾力的な人事制度の構築

教員の任用については、任期制や公募制を活用し、教育研究の活性化を図る。

教職員が大学や社会に貢献できるよう兼業・兼職制度を確立し、適切な運用に努める。

教育研究に従事する職務の特殊性から、教員に変形労働制や裁量労働制等の多様な勤務形態を導入する。

学会・研修への参加やフィールドワークの実施等に配慮し、サバティカルイヤー導入の検討を行う。

事務の生産性の向上

ア 事務処理の効率化

事務職員が大学経営に必要な最新の知識を習得できるよう、外部機関の実施する研修に参加させるなど、大学全体として研修体制を確立し効果的な運用を図る。

定型的な業務や専門的な業務について、外部委託や人材派遣等アウトソーシングを積極的に活用し、事務処理の合理化を図る。

全学的に図書予算管理を一元化し、基本図書の受入れ・登録業務や雑誌・電子媒体の契約業務を一本化し、事務処理の効率化やサービスの向上を図る。

イ 事務組織の見直し

事務組織全体について事務の標準化、集中化等により効率的な事務体制を確立するとともに、継続的な見直しを実施する。

2 財務内容の改善

自己収入の確保

ア 授業料等学生納付金

授業料等の学生納付金については、教育内容、他大学の動向、社会情勢等を総合的に勘案し、適正な額に設定する。

イ 外部研究資金その他の自己収入の増加

中期目標を踏まえて、全教員に外部資金（科学研究費補助金、受託研究、共同研究、奨学寄附金等）増加に向けた取組を促す。（申請には研究分担者・研究協力者を含む。）（取組率 100%を目指す。）

外部資金獲得のための制度の紹介及び申請方法の研修会を実施する。

部局毎に外部資金獲得の目標を設定する。

講習会・研修会等の受講料収入などにより、自己収入の増加を図る。

予算の効率的な執行

常に財務状況の分析を行い、効果的な予算配分を行うなど、業務運営の改善に役立てる。

中期目標を踏まえて、業務委託や物品等購入方法等の見直しにより、経費の削減を図る。また、E S C O事業等の省エネルギーのための設備を導入し光熱水費の削減を図る。（平成 21 年度導入予定）

全学的に光熱水費の使用状況を把握・分析し、学内で公表するなど、教職員のコスト意識を高める。

資産の運用管理の改善

資金運用・資金管理においては、安全性、安定性等を考慮して適正に行う。

大学施設の有効活用のため、講義室の利用状況等が把握できるような施設使用管理システムを構築し、効果的に運用する。

研究機器等の共同利用を進め、設備の合理化を図る。

第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとる措置

1 評価の充実

県立大学の基本理念と長期的目標を実現するため、自己点検・評価のための全学的組織を設置する。

県立大学の教育研究活動全般において、認証評価機関による評価を受け、活動の改善を図る。(平成21年度認証評価予定)

自己点検・評価及び認証評価の結果を積極的に公開するとともに、各部局の教育研究活動及び業務内容等の改善を図る。

2 情報公開・広報等の充実

情報公開の推進

「静岡県情報公開条例」の実施機関として実施体制を構築するとともに、積極的な情報公開を行う。

広報の充実

戦略的かつ効果的な広報を実施するため、広報室を設置し、広報・情報組織を一元化する。

県立大学の教育研究活動等について、積極的な広報を実施するため、広報基本計画を策定する。

優秀な学部学生、大学院生及び短期大学部学生を獲得するため、効果的な入試広報を実施する。

県民、企業、受験生、在学生、卒業生及び保護者等からアンケート等により意見を聴取し、広報活動の改善を図る。

県民等にわかりやすい広報を行うため、大学案内等の冊子の見直しやホームページの充実を図る。

個人情報の保護

「静岡県個人情報保護条例」の実施機関として、個人情報保護の体制を整備し、適正な個人情報保護を行う。

第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとる措置

1 施設・設備の整備・活用等

施設・設備の現状を把握し、老朽設備の計画的な更新を進める。

施設・設備の利用状況を調査し、全学的視点での有効利用を検討する。

図書館の多様な利用ニーズに対応する閲覧スペース及び資料保存スペースの充実に努める。

施設・設備のユニバーサルデザイン化を一層推進する。

2 安全管理

安全管理体制の確保

労働安全衛生法に基づく安全管理体制を確保し、学生・教職員の健康保持及び安全衛生に努める。

教育・研究に伴う事故防止や防犯等に関するマニュアルを作成してすべての学生及び教職員に配布するとともに、講習会を開催して安全管理に対する啓発及び指導の徹底を図る。

毒劇物その他の危険性を伴う薬品の管理責任者を定め、一元管理をするとともに、教育研究活動によって生じる廃棄物を適切に処理する。

地域との連携、近隣大学との連携、下宿・アパート業者との連絡会、自治体への働きかけなどを通して、学生が安心して安全な生活を送ることができるような環境づくりに努める。

防災体制の確立

学内の防災体制を整え、近隣住民を交えた防災訓練や研修会を実施する。

大規模災害に備え、学外の防災関係機関との連携体制を見直し、学内防災体制の一層の充実を図る。

3 人権の尊重

アカデミック・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントに対するマニュアルを作成して学生・教職員に配布するとともに、教職員を対象とした研修会を充実させるなど、より一層の意識の浸透を図る。(研修会受講率 100%)

ジェンダーやマイノリティに関する教育内容の充実を図る。

相談制度等の周知を図るなど、学生と教員との信頼関係を強化する。

ハラスメントや人権の尊重啓発資料の提供のため、関連図書の充実を図る。

第6 その他の記載事項

1 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画

別紙参照

2 短期借入金の限度額

限度額 13億円

想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。

3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

4 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

5 県の規則で定める業務運営計画

施設及び設備に関する計画

教育研究組織の統合・再編・見直しに対応した施設・設備の整備や大規模な施設・設備の改修等について、各事業年度の予算編成過程等において決定する。

人事に関する計画

高い専門性や多様な経験を持つ優秀な人材の確保・養成、教育研究活動の充実に向けた組織再編や業務見直しに柔軟に対応した適切な定数管理と効果的な人員配置を推進する。

ア 教員については、公募制を原則として、全学組織による選考などにより公平性・透明性を確保しつつ、国内外から優れた教育研究者を採用する。事務局職員については、大学事務の専門性に配慮して、法人固有の職員を採用するとともに、法人固有職員、県派遣職員等を適切に配置する。

イ 教員及び事務職員のファカルティ・ディベロップメントやスタッフ・ディベロップメント活動に積極的に取り組み、教育能力や専門事務能力の向上に努める。

ウ 教育研究活動や事務運営の一層の活性化を図るため、教職員の他大学、研究機関との人事交流の推進に努める。

エ 新たな教育研究活動の展開に係るものを別にして、期首の定数を上限に、中期目標期間中は教員及び事務職員の定数を適正管理する。

中期目標の期間を超える債務負担

ESCO事業

事業期間：平成 20～30 年度 総事業費：318 百万円

(単位：百万円)

年度 財源	H20	H21	H22	H23	H24	中期目標 期間内計	次期 以降	総事業費
運営費 交付金	0	31.8	31.8	31.8	31.8	127.2	190.8	318

学務情報システム開発・保守管理事業

事業期間：平成 21～26 年度 総事業費：267 百万円

(単位：百万円)

年度 財源	H21	H22	H23	H24	中期目標 期間内計	次期 以降	総事業費
運営費 交付金	27	53	53	53	186	81	267

学内ネットワーク基盤設備の更新

事業期間：平成 21～27 年度 総事業費：85 百万円

(単位：百万円)

年度 財源	H21	H22	H23	H24	中期目標 期間内計	次期 以降	総事業費
運営費 交付金	3	14	14	14	45	40	85

積立金の使途

なし

別表（収容定員）

1 静岡県立大学

平成 19 年 度	薬学部	480人
	食品栄養科学部	200人
	国際関係学部	720人
	経営情報学部	400人
	看護学部	240人
	薬学研究科	210人（うち前期課程150人、後期課程60人）
	生活健康科学研究科	141人（うち前期課程90人、後期課程51人）
	国際関係学研究科	20人（うち修士課程20人）
	経営情報学研究科	20人（うち修士課程20人）
	看護学研究科	32人（うち修士課程32人）
平成 20 年 度	薬学部	480人
	食品栄養科学部	200人
	国際関係学部	720人
	経営情報学部	400人
	看護学部	240人
	薬学研究科	210人（うち前期課程150人、後期課程60人）
	生活健康科学研究科	141人（うち前期課程90人、後期課程51人）
	国際関係学研究科	20人（うち修士課程20人）
	経営情報学研究科	20人（うち修士課程20人）
	看護学研究科	32人（うち修士課程32人）
平成 21 年 度	薬学部	480人
	食品栄養科学部	200人
	国際関係学部	720人
	経営情報学部	400人
	看護学部	240人
	薬学研究科	210人（うち前期課程150人、後期課程60人）
	生活健康科学研究科	141人（うち前期課程90人、後期課程51人）
	国際関係学研究科	20人（うち修士課程20人）
	経営情報学研究科	20人（うち修士課程20人）
	看護学研究科	32人（うち修士課程32人）

平成 22 年 度	薬学部	560人
	食品栄養科学部	200人
	国際関係学部	720人
	経営情報学部	400人
	看護学部	240人
	薬学研究科	165人(うち前期課程105人、後期課程60人)
	生活健康科学研究科	141人(うち前期課程90人、後期課程51人)
	国際関係学研究科	20人(うち修士課程20人)
	経営情報学研究科	20人(うち修士課程20人)
	看護学研究科	32人(うち修士課程32人)
平成 23 年 度	薬学部	640人
	食品栄養科学部	200人
	国際関係学部	720人
	経営情報学部	400人
	看護学部	240人
	薬学研究科	120人(うち前期課程60人、後期課程60人)
	生活健康科学研究科	141人(うち前期課程90人、後期課程51人)
	国際関係学研究科	20人(うち修士課程20人)
	経営情報イノベーション研究科	23人(うち前期課程20人、後期課程3人)
	看護学研究科	32人(うち修士課程32人)
平成 24 年 度	薬学部	640人
	食品栄養科学部	200人
	国際関係学部	720人
	経営情報学部	400人
	看護学部	240人
	薬食生命科学総合学府	262人(うち前期課程150人、 薬学専攻博士課程及び後期課程112人)
	国際関係学研究科	20人(うち修士課程20人)
	経営情報イノベーション研究科	26人(うち前期課程20人、後期課程6人)
看護学研究科	32人(うち修士課程32人)	

2 静岡県立大学短期大学部

平成19年度	看護学科	240人
	歯科衛生学科	80人
	社会福祉学科	200人
平成20年度	看護学科	240人
	歯科衛生学科	120人
	社会福祉学科	200人
平成21年度	看護学科	240人
	歯科衛生学科	120人
	社会福祉学科	200人
平成22年度	看護学科	240人
	歯科衛生学科	120人
	社会福祉学科	200人
平成23年度	看護学科	240人
	歯科衛生学科	120人
	社会福祉学科	200人
平成24年度	看護学科	240人
	歯科衛生学科	120人
	社会福祉学科	200人

(注) 学部、研究科等の教育研究組織の統合・再編・見直しに伴い、人数変更となる場合がある。

(別紙)

予 算

平成19年度～平成24年度予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	29,452
施設整備費補助金	129
自己収入	11,626
授業料収入及び入学金検定料収入	11,278
雑収入	348
受託研究等収入及び寄附金収入等	3,585
長期借入金収入	0
計	44,792
支出	
業務費	41,078
教育研究経費	30,045
一般管理費	11,033
施設整備費	129
受託研究等経費及び寄附金事業費等	3,585
長期借入金償還金	0
計	44,792

(注) 平成19年度の額を基礎として、平成20年度以降の予算額を試算している。

金額については見込みであり、各事業年度の運営費交付金等については、事業の進展により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

【人件費の見積り】

中期目標期間中総額 25,605 百万円を支出する。(退職手当は除く)

退職手当については、静岡県公立大学法人職員退職手当規程に基づいて支給されることとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において算定される。

【運営費交付金の算定ルール】

本中期計画期間中における運営費交付金は、標準的に見込まれる支出及び収入を基に決定した平成 19 年度の金額を基準とし、平成 20 年度以降は、毎年度、以下の算定ルールに基づき試算したものであるが、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

$$\text{運営費交付金} = \text{支出} (A(y) + B(y) + C(y) + D(y) + E(y)) - \text{収入} F(y)$$

A(y) : 人件費 $A(y) = A(y - 1)$

B(y) : 管理運営費(事務局経費、施設管理費等) $B(y) = B(y - 1) \times$

C(y) : 教育研究費(教員) $C(y) = C(y - 1) \times$

D(y) : 教育研究費(学生) $D(y) = D(y - 1) \times$

E(y) : 特殊経費(当該年度の退職手当見込額等)

F(y) : 自己財源(外部研究資金を除く当該年度の学納金見込額等)

諸係数 : 効率化係数 1%
: 毎年度の予算編成過程において決定
y : 当該年度
y - 1 : 当該年度の前年度

収支計画

平成19年度～平成24年度収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	45,293
経常費用	45,293
業務費	37,594
教育研究経費	6,434
受託研究等経費	2,817
人件費	28,343
一般管理費	6,169
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1,530
臨時損失	0
収入の部	45,293
経常利益	45,293
運営費交付金	28,972
授業料収益	9,436
入学金収益	1,218
検定料等収益	474
受託研究等収益	2,817
寄附金収益	498
財務収益	0
雑益	348
資産見返運営費交付金等戻入	420
資産見返物品受贈額戻入	930
資産見返寄附金戻入	180
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

(注) 平成19年度の額を基礎として、平成20年度以降の予算額を試算している。

資金計画

平成19年度～平成24年度資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	45,004
業務活動による支出	43,763
投資活動による支出	1,029
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	212
資金収入	45,004
業務活動による収入	44,663
運営費交付金による収入	29,452
授業料及び入学金検定料による収入	11,278
受託研究等収入	2,817
寄附金収入	768
その他の収入	348
投資活動による収入	129
施設費による収入	129
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	212

(注1)平成19年度の額を基礎として、平成20年度以降の予算額を試算している。

(注2)前期中期目標期間からの繰越金は、奨学寄附金に係る県からの承継額である。